

## 平成20年4月から始まりました。 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

75歳以上の方全てを対象とする、新しい独立した医療保険制度です。対象となる方は、現在加入している医療保険から脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

制度の主な内容

### Q 対象者は？

- ・75歳以上の方全員
- ・一定の障害のある65歳から74歳で広域連合の認定を受けた方  
(老人保健で障害の認定を受けている方は、引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされます。)



### Q 保険証は？

「後期高齢者医療被保険者証」を75歳の誕生日までに、郵送します。  
届かない場合は、保険年金課までご連絡ください。

### Q 保険料は？

被保険者1人ひとりが負担能力に応じて公平に負担し、原則として年金から引き落としになります。

保険料 (年額) 限度額 50万円	=	均等割額 37,800円	+	所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 7.14%
-------------------------	---	-----------------	---	---------------------------------

世帯の合計所得が基準額を超えない場合、均等割額の軽減措置があります。

### Q 窓口での負担割合は？

医療機関を受診したときは、今までどおり、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を窓口で払っていただきます。

### Q 医療費の給付は？

受けられる給付は、今までの老人保健制度と基本的に同じです。

### Q 制度の運営は？

県内すべての市町村が加入する「栃木県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。各種申請や保険料の徴収などの窓口業務は「下野市」が行います。

### Q 保健事業（健康診査）は？

糖尿病等の生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施します。  
すでに（6月中）受診券をお送りしましたので、ご確認ください。  
個別健診の指定医療機関は、同封の医療機関リストをご覧ください。  
なお、すでに健診を受診している方や、糖尿病等の生活習慣病で医療機関を受診している方は、必ずしも健診を受診する必要はありません。

保険料に関して、今後、家庭に届く通知

「保険料についての通知」が各家庭に届きますので、ご確認ください。

問い合わせ先

保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40 - 5558